

第 3 1 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開及び非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成27年 8月 4日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のように行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2015年 8月 4日（中日新聞）報道「小学校元教頭を書類送検～」

- (1) 事実関係について、報告書、事情聴取、本人の弁明書及び校長の意見書等。
- (2) 本人から降格等の申し出があったことおよび降格（辞令）のわかるもの
- (3) 保護者、児童・生徒への謝罪の内容等のわかるもの。
- (4) この元教頭が、盗撮から侵入した日・月・時間のわかるもの

- 2 同年 8月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、職員の服務について（報告）（請求に係るもの）、希望降任申出書（請求に係るもの）及び発令通知書（請求に係るもの）（以下これらを「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、上記 1(1)のうち報告書を除くもの、上記 1(3) 及び(4) については、その対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在していないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同年 8月24日、審査請求人は、本件処分①及び②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由及び本件対象文書が存在しない理由として、次のとおり主張している。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件行政文書には、個人の氏名、健康状態等のプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

(2) 請求内容に該当する行政文書は作成または取得しておらず文書が不存在であるため非公開とする。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件処分①について

ア 本件行政文書のうち、職員の服務について（報告）（請求に係るもの）には、学校名、校長名、発生日時、発生場所及び関係職員が記載されている。

このうち、学校名、校長名、発生場所及び関係職員については、関係職員の特定につながる情報であり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

また、発生日時については、関係職員が疑いをかけられた行為の内容であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

イ 本件行政文書のうち、希望降任申出書（請求に係るもの）には、学校名、校長名、職員の氏名及び当該職員が降任を希望する理由が記載されている。

このうち、学校名、校長名及び職員の氏名については、職員の特定につながる情報であり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

また、当該職員が降任を希望する理由については、個人の健康状態等、

職務遂行に係るものではなく私的な情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

ウ 本件行政文書のうち、発令通知書（請求に係るもの）には、職員の氏名及び職員番号が記載されている。

職員の氏名及び職員番号については、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

エ 審査請求人は、平成27年 5月 8日付けで市政記者クラブ宛てに発表した「教職員人事について」から、請求に係る事件の発生校を特定できると主張しているが、公表されている市政記者クラブ資料は、前任教頭の病気休職に伴って後任人事を知らせたものであり、本件事件に関わりがあると断定できるものではない。

そのため、審査請求人が主張しているように本件の学校名等が明らかであるとはいえない。

オ 審査請求人は、請求に係る事件に関する場所、日時等については、加害者が不明であっても、被害防止の観点から公開されるべきであると主張しているが、請求に係る事件の発生場所及び発生日時を含む元教頭が起こしたとされる事件の詳細については、本件請求日時点では実施機関において調査中であり、不確定な情報である。

カ 実施機関は、個人のプライバシーに関する情報は、いったん公開されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすおそれがあることから、条例の解釈及び運用にあたっては、行政文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にされることの無いよう最大限の配慮をしなければならないと考え、行政文書一部公開決定を行ったものである。

(2) 本件処分②について

ア 審査請求人は、本件のような事案があれば、実施機関において事実確認を行うものであるが、本件請求日時点においては、まだ事実確認が行

われておらず、また、学校等からの報告書及び記録等についても、特定した行政文書以外には存在しない。

なお、教頭人事変更についての説明は謝罪ではないため、本件請求の保護者、児童生徒へ謝罪の内容等の分かるものには該当しないものである。

イ 本件に関し、学校は被害児童の保護者に対し口頭で謝罪を行ったのみであり、それ以外に謝罪を行っていないため、その内容を記録した文書は作成されていない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

一部公開決定及び非公開決定処分を取消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 教職員の人事異動に係る市政記者クラブ発表の文書及び学校経営案から後任の教頭の氏名や小学校は特定できる。

人事異動で学校名が明らかになった以上、公表されたも同然である。

(2) また、新聞報道から、学校名、校長名、発生場所、関連職員等も請求者の判断からすると、明らかである。処分が確定されたら、近々明確になることが明らかである。当然発生日時も明らかになることが予想される。

(3) 本件事件は、侵入・盗撮目的ということからすると、場所、日時等については、加害者不明であっても、被害防止ということからすると速やかに明らかにされるべきである。

本件事件は、盗撮行為であり、職員の処分に関することで、時間、日が特定できないままの処分があるとは考えにくい。

(4) 盗撮が学校で行われたのであれば、その学校に生徒を通わせている保護者等は、安全配慮という立場から絶対に知りたい情報であるので、教頭であるかどうかを問わず、公表されるべきである。ただし職員番号は公開を求めない。

(5) 処分庁が作成したもの、本件事件後、何ら学校等からの報告書、記録等がないということは理解できない。公開された職員の服務について（報告）には概要が記載されているため、その元になっている記録等があるといえる。

(6) また、謝罪等については、学校の対応として、保護者等に対しての説明（会）等のための文書及び教頭人事変更になったこと等（説明）がまず想定される。それらが一切ないということは理解できない。

謝罪は口頭で行ったということであるが、何人の生徒に謝罪したのか、名簿があったと思われる。これも公開する、しないにかかわらず、メモもしくは文書といえるものであるから謝罪に対して何もないということは言えない。

(7) 後に公開された実施機関が作成した行政文書には、本件公開請求日以前の 7月 6日及び 7月27日に教諭本人及び校長に対し、事情聴取が行われていることが分かる。そのため、事情聴取に係る文書が存在しないとは考えられない。少なくとも記録、メモ等（音声の記録も含む）は存在していたことは明らかである。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

(1) 本件行政文書に記載されている学校名、学校の印影、校長の氏名、発生日時、教員の氏名、印影、職員番号、降任を希望する理由（以下これらを「本件情報」という。）が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。

(2) 本件対象文書が存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書及び本件対象文書について

(1) 本件行政文書及び本件対象文書の前提となる不適切な行為について

本件行政文書及び本件対象文書は、平成27年 7月に自校の教室に女子児童の衣類を盗撮する目的で侵入したとして、建造物侵入の疑いで愛知県警に書類送検されたことに繋がる教員の一連の不適切な行為（以下これらを「本件事件」という。）を発端としたものであり、本件事件が発生した学校（以下「本件学校」という。）や不適切な行為を行った教員（以下「本件教員」という。）の氏名は伏せたうえで、新聞報道されている。

(2) 当審査会の調査によれば、学校において、教職員による不適切な行為が発生し、懲戒処分に至る場合、実施機関が行う最も基本的な事務の流れは以下のとおりである。

ア 事案の発生及び発覚

イ 校長による事実確認

ウ 校長より教育委員会事務局の関係所管課（教職員課等）へ連絡

エ 教職員課による関係職員（本人、管理職等）への事情聴取

オ 教職員課による事情聴取記録の作成及び関係職員への内容確認

カ 地方公務員法上の懲戒処分

これらのうち、イ、カ及びエの結果ともいえるオについては原則として文書が作成されるが、その他については必ずしも文書が作成されるわけではない。

なお、報道発表が行われる場合や保護者への説明会が開かれる場合には、それらに係る資料が作成されることもあり、必要に応じて上記以外の行政文書が作成される場合がある。

また、実施機関の職員による不適切な行為が発生し、当該行為によって被害が発生した場合、当該被害者に対し謝罪をする場合があるが、被害の程度、被害者の数、事案の性質等を総合的に考慮し、口頭、文書等、適切な謝罪方法を選択したうえで行われる。

(3) 本件行政文書について

ア 本件行政文書のうち、職員の服務について（報告）（請求に係るもの）は、本件学校の校長（以下「本件校長」という。）から、教職員の不適切な行為があったことを報告する文書であり、本件学校名、本件学校の印影、本件校長の氏名、本件事件発生日時及び本件教員の氏名等のほか、本件事件の概要等が記載されている。

イ 本件行政文書のうち、希望降任申出書（請求に係るもの）は、本件教員が降任の希望を申出る文書であり、本件教員の氏名及び印影、所属校名、本件校長の氏名及び降任を希望する理由のほか、希望する職等が記載されている。

ウ 本件行政文書のうち、発令通知書（請求に係るもの）は、上記イの降任希望に基づき、本件教員の教頭の職を解く旨が記載された文書であり、本件教員の氏名及び職員番号のほか、発令年月日が記載されている。

(4) 本件対象文書について

本件公開請求書の記述から、本件対象文書は、本件事件に関して実施機関が行った事情聴取の記録、本件教員の弁明書、本件校長の意見書、学校が保護者や児童生徒へ謝罪した内容が記載された文書、本件教員が、盗撮目的で教室に侵入した日時が記載された文書と解するのが相当である。

4 当審査会の調査によると、本件事件について以下の事実が認められる。

(1) 上記 3(2) アからカの事務の過程の中で、イにおいて「職員の服務について（報告）」に該当する所属長からの報告書が、エの結果としてオにおいて事情聴取記録が、カにおいて処分調書が、それぞれ作成された。

(2) また、上記(1)の所属長からの報告書を作成する際の基となるような事件の詳細な内容が記録された行政文書については、必要に応じて作成されることがあるが、本件事件に関して、事件の詳細が記録された行政文書は作成していないとのことである。

なお、報告書等を作成するにあたり参考とするような聞き取りの際に作成される手許に記録しておくような文書、上記 3(2) エの事務で作成された文書は、個人のメモにとどまり、組織的に管理はされていなかったとのことである。

5 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

なお、本号はただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点からこれらを公開することとしているが、当該公務員の氏名を公開することにより、当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、これを非公開としている。

- (2) 本件情報のうち、本件学校名、本件校長の氏名、本件教員の氏名、職員番号、印影及び本件事件の発生日時は、本件教員が起こした本件事件に関する情報であることから、本件教員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報または他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報である。これらは、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

- (3) 次に、本件情報のうち、降任理由については、自ら降任を申し出ることとした理由が赤裸々に記載されており、本件教員の人格に密接に関わるものであり、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報にあたりと認められる。

- (4) なお、本件情報は、本件事件についてのものであり、その性質及び内容を鑑みると職務との関連性は低く、個人としての私的評価に係るものと考えるのが相当であって、公務員の職務遂行情報とは認められないことから、条例第 7条第 1項第 1号ただし書アには該当しない。

- (5) 以上のことから、本件情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

6 本件対象文書の有無について

- (1) 本件対象文書のうち、事情聴取記録については、審査請求人は、第 4 2 (7) のとおり、審査請求人が他の行政文書公開請求で入手した行政文書に

本件公開請求日以前に事情聴取を行った記載があったことから、事情聴取記録は存在する旨の主張をしている。

- (2) そこで、当審査会が、当該事情聴取記録を見分したところ、本件教員、本件校長及び本件校長の前任で本件事件発生時の校長（以下「前任校長」という。）に対して行われた事情聴取の内容が記録されていた。

このうち、本件教員の事情聴取記録については、本件公開請求日以後に実施された事情聴取の記録が記載されており、本件公開請求日時点で文書が存在していないという実施機関の主張に不合理な点はない。

また、本件校長及び前任校長の事情聴取は本件公開請求日以前に行われているが、本件教員の事情聴取の結果によっては、追加の事情聴取の必要性が生じうるため、本件公開請求日時点において行政文書としては作成していなかったという実施機関の主張は不合理とまでは認められない。

このほか、実施機関の主張をくつがえすに足る特段の事情も認められないことから、本件公開請求日時点において、これらの事情聴取記録は存在していなかったと認められる。

- (3) 次に、本件対象文書のうち、学校が保護者や児童生徒へ謝罪した内容が記載された文書について検討する。

謝罪を行ったことについては、上記第 3 2(2) イのとおりであるが、上記 3(2) に鑑みれば、口頭により謝罪を行ったことにより、その内容が記載された行政文書は存在しないとする実施機関の主張は、不合理であるとまでは認められない。

また、審査請求人は、口頭で謝罪をするにも何らかの行政文書を作成したうえで行われているはずであると主張するが、可能性の指摘に留まるほか、実施機関の主張をくつがえすに足る特段の事情も認められない。

- (4) 本件事件のような場合、実施機関の基本的な事務の流れは上記 3(2) のとおりであって、本件対象文書のうち、本件教員の弁明書及び本件校長の意見書については、その内容は実質的に上記(2)の事情聴取記録に含まれてくると考えられ、本件教員の弁明書及び本件校長の意見書は別に存在しないという実施機関の主張は不合理であるとまでは認められない。なお、事情聴取記録の存否については上記(2)に述べたとおりである。

- (5) 本件対象文書のうち、本件教員が、盗撮目的で教室に侵入した日時が記載された文書については、その内容は実質的に上記(2)の事情聴取記録に

含まれてくると考えられるが、その存否については上記(2)に述べたとおりである。

(6) また、本件事件のような場合に行う、基本的な事務の流れが上記 3(2)のとおりであることに鑑みると、上記(4)及び(5)のほか、学校等からの報告書及び記録等を含め、上記 4(2)のとおり、本件行政文書以外に本件公開請求の対象となる行政文書は存在せず、本件対象文書は存在していなかったという実施機関の主張は不合理とは認められず、ほかに実施機関の主張をくつがえすに足りる特段の事情も認められない。

(7) 以上のことから、本件対象文書は、本件行政文書公開請求時に行政文書として存在していなかったと認められる。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分①及び②に妥当性については、上記 5及び 6において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年 9月 7日	諮問書の受理
9月24日	実施機関に弁明書意見書を提出するよう通知
10月27日	実施機関の弁明書意見書を受理
11月 4日	審査請求人に弁明書意見書の写しを送付 併せて、弁明書意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
12月 1日	審査請求人の反論意見書を受理
令和元年 7月19日 (第19回第 1小委員会)	調査審議
10月18日 (第22回第 1小委員会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
令和 2年12月 7日 (第31回第 1小委員会)	調査審議
12月25日 (第32回第 1小委員会)	調査審議
令和 3年 1月21日	調査審議

(第33回第 1小委員会)	
2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦